

○久留米大学御井学舎健康・スポーツ等関連施設等に関する内規

〔平成22年10月22日〕
内規 第22-1号

(目的)

第1条 この内規は、久留米大学御井学舎が主管する健康・スポーツ等関連施設（みいアリーナ、第二体育館、弓道場、藤山野球場、庭球場、グラウンド、器楽室等をいう。以下「施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定め、教育研究の円滑な実施を図り、

併せて地域社会における体育、文化等の振興に寄与することを目的とする。

(委員会)

第2条 施設の管理運営に関する事項について協議するため、御井学舎健康・スポーツ等関連施設等管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 御井学舎各学部の学生委員長
- (3) 御井学舎各学部の学生委員
- (4) 御井学舎事務部庶務課及び学生課の事務職員 各1名
- (5) 学生代表（総務委員会委員長、代議委員会議長、体育会常任委員会委員長及び学術文化執行委員会委員長）

2 委員長は、前項第2号及び3号に規定する者のうち、人間健康学部選出の委員の中から、別に定める申合せに基づき選出する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

4 第1項第4号の委員については、御井学舎事務部長の推薦に基づき委員長が指名する。

(委員会の協議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、施設の管理運営上の諸事項及びこの内規の改廃について協議する。

(優先使用順位)

第5条 施設は、次の優先順位により使用するものとする。

- (1) 本学の健康・スポーツ関連の授業
- (2) 本学が主催する式典及び行事
- (3) 本学の学生の体育・スポーツ及び文化活動
- (4) 本学の教職員の体育・スポーツ及び文化活動
- (5) 学外者の体育・スポーツ及び文化活動

2 前各号以外のものの使用については、委員会がその順位を調整する。

(使用届出)

第6条 前条第1項第1号及び第2号に定める使用については、当該年度の年間計

画を年度始めまでに委員長に届け出るものとする。

- 2 学友会各部の使用については、顧問の承認印を受けた月間計画を前月の20日までに学生課長に届け出て、使用許可を受けるものとする。
- 3 本学学生及び教職員の使用については、使用願を原則として10日前までに学生課長に届け出て、使用許可を受けるものとする。
- 4 前条第1項第5号の使用については、使用願を原則として10日前までに庶務課長に届け出て、使用許可証の交付を受けるものとする。

(使用時間)

第7条 施設の使用時間区分については、委員会が調整し施設に公示する。ただし、定められた使用時間を超えて使用するときは委員会又は係員の許可を得なければならない。

(使用心得)

第8条 使用者は、施設の使用にあたっては、別に定める「使用心得」を遵守し、係員の指示に従わなければならない。

(使用の許可取消及び中止)

第9条 次の各号に掲げる場合は、委員会は、その許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 「使用心得」又は係員の指示に反するとき。
- (2) 建物、構築物、設備及び備品を損傷若しくは汚損、又はそのおそれのあるとき。
- (3) その他管理運営上必要と認めるとき。

(弁償)

第10条 使用者は、建物、構築物、設備及び備品を故意又は重大な過失により滅失、損傷した場合は弁償しなければならない。

(事故の責任)

第11条 施設使用中における盗難、紛失その他の事故については、大学は、その責任を負わない。

(使用料)

第12条 学外者が施設を使用する場合は、別に定める使用料を徴収する。

第13条 前条についての事務は、御井学舎事務部庶務課で行う。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 久留米大学御井学舎体育施設等に関する内規（昭和54年3月30日施行 内規第53-3号）はこの内規の施行の日から廃止する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年7月1日から施行する。